

2021年3月17日
全国港湾20発第71号
港運同盟21-発第13号

厚生労働省 職業安定局
局長 田中 誠二 殿

全国港湾労働組合連合会

中央執行委員長 柏木 公 廣

全日本港湾運輸労働組合同盟

会長 日吉 正 博

港湾政策並びに港湾労働に係る申し入れ書

貴職に於かれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、日頃より港湾運送事業や港湾労働に対しますご理解とご協力に心より感謝申し上げます。

周知の通り、私ども港湾労働組合は、コロナ禍においても港湾産業が、我が国経済と物流を支える産業として、健全に発展し、港湾労働者が安心して働き続けることのできる環境を整えるべく日夜努力しています。

以上の立場から、下記の諸問題について貴意回答を示され協議することを申し入れます。

1. 港湾労働法の順守並びに全港・全職種適用拡大について

- (1) 現行港湾労働法を全港・全職種適用とする法改正を早急に行うこと。
- (2) 労政審港湾労働専門委員会での「報告書」に基づき、現行港湾労働法の改正で以って適用対象を全港・全職種とすべく、早急に港運労使との三者協議を開催すること。
- (3) 港湾労働秩序維持のために、6大港に於いてワッペンの斉一化を行うこと。

2. 港湾倉庫・特定港湾倉庫の指定のあり方について

- (1) 六大港における港湾倉庫については、港頭地域の海荷を取り扱う倉庫・物流施設を全て港湾倉庫に指定すること。(港労法改正を含む) マルチテナント型倉庫に対する港湾倉庫適用についても上記同様に指定を行うこと。尚、港湾倉庫指定に係る基準改定協議会(仮称)を設置すること。
- (2) 「特定港湾倉庫指定のあり方に関する三者懇談会(仮称)」を設置すること。
- (3) 港湾倉庫・特定港湾倉庫で就労する労働者は全て港運事業法でいう許可事業者雇用された労働者とする。

3. コンテナターミナルゲート作業の職域について

コンテナターミナルゲート作業を港湾労働者の職域として法的措置について国交省と連携し講じること。具体的にはコンテナターミナルゲート作業は検数検定・関連労働者・港湾荷役の職域として措置すること。

4. 港湾労働の石綿被災対策について

- (1) 港湾労働石綿被災補償制度の確立について国策として救済基金(仮称)の制度の創設すること。
- (2) 所謂、四者協議を直ちに設置し、再開すること。
- (3) 港湾施設における石綿対策調査実施と曝露防止策の再検証を行い、国策として講じること。

5. 港湾の通過貨物対策について

近年、海上コンテナ輸送は、コンテナ対策・地球温暖化対策などにより内陸地でのインランドデポやコンテナラウンドユース事業が拡大し続けています。

このことは、港湾労働者の職域・業域を奪うものであり、社会悪物資を水際での排除を担ってきた港湾運送事業者を否定するものです。

よって、関係省庁と連携を図り、必要な施策の改善及び法整備を行うこと。

6. ILO（国際労働機関）条約・勧告批准について

ILO第137号条約（港湾における新しい荷役方法の社会的影響に関する条約）を批准すること。また、これら条約を補足する各勧告（第145・160号）についても同様の措置を講じること。

7. 所謂、新型コロナウイルスについて、港湾労働者の安全・安心が担保しうる措置を講じること。

- (1) 外貿船（革新船・在来船）における本船荷役の際、感染予防を期すべく本船荷役に携わる全ての港湾労働者に対し「安全マニュアル」について政労使三者で以て早急に策定すること。
- (2) 本船荷役に携わる全ての港湾労働者に対し、医療機関による感染検査を常時行えうる措置を講じると。また、港湾労働者が感染した恐れがある場合に感染拡大防止の観点から当該者以外の全の港湾労働者にもPCR検査を受診できるように国策として講じること。尚、費用については国庫負担とすること。
- (3) 輸入貨物を取り扱う全ての港湾労働者に対しても同様の措置を講じること。
- (4) 港湾労働者が感染した場合に余儀なく休業した場合は、休業補償制度措置を講じること。
- (5) 事業継続を図るうえで、雇用確保に向けて本年度末までとなっている雇用調整助成金の特例措置を新型コロナウイルス感染症が収束するまで延長すること。
- (6) 港湾労働者はエッセンシャルワーカーとしての社会生活維持のために従事していることを鑑み、全ての港湾労働者に対してコロナウイルスに対するワクチンが確保できた場合は優先的に予防接種できるよう貴省として体制を整えること。

8. 老朽化石炭火力発電所の削減政策（経産省）に伴い、港湾労働者の雇用・職域が失うことについて国策として安定的措置を講じること。

以上